

平成 31 年第 1 回定例会 防災警察常任委員会

平成 31 年 3 月 1 日

鈴木委員

私は、まずイントロで、先般、地震調査委員会から、全国で予想される地震の長期評価というのが出ていました。ちょっとこれで、知っている限りで教えてください。大変御無理を言って、プレスリリースを頂きました。この中で見てみると、まず神奈川県においては、内陸型の地震というのはあまりそんなに心配ないだろうなど。ところが、海溝型の相模トラフという形で出ていると。この中で、相模トラフの場合については、基本的には 30 年以内、そんなに大きなものはないというような評価のようです。ただ、私は、すごくここで心配したのは、具体的に茨城県沖や南海トラフについてある程度評価が厳しくなっているような気がするのです。また 3・11 がやってまいりますけれども、東日本大震災の影響等々も当然あるのかと思いますが、本県についての具体的な何か影響というのは把握されていらっしゃいますか。

災害対策課長

南海トラフ地震につきましては、本県にまで影響を与える地震ということで、被害想定の対象にしているところでございます。

また、南海トラフにつきましては、情報の出し方、東海地震対策の見直しがされて、南海トラフについては臨時情報も出るという仕組みが導入され、それに基づいてどういう防災対応をとるのか、国はどうするのか、自治体はどう対応するのかということが、今、国において検討されているところでございます。

そのガイドラインは 3 月にも出ると言われてございまして、それを踏まえて、県としての対策というのをしっかりと検討することになると認識してございます。

鈴木委員

私は、この中で、相模トラフにだけ、ある意味で新聞等々も書かれているけれども、基本的には、それこそ江戸時代に起こった地震から関東大震災までちょうど約半分ということで、確率は大変低いとは言うのですが、こういうような報道もあるのでしょうかけれども、具体的にとって見てみると、茨城沖って結構最近震源地が多いですよね。この調査委員会で出したデータというのは、私は結構注視すべきだと思うのです。そういう意味では今後ですが、どうしても私たちの目というのは、伊勢原断層などの内陸部と海溝型の相模トラフという話になるけれども、もっと見なければならぬのは、どちらかと言えば南海トラフであり、茨城並びにこちらに出ている日本海溝と言われるところではないかと思いますので、その点適宜に、情報がありましたら県民の方に知らせる、また記者会見していただく何なりと出していかないと、安心してはいけませんよという、アラームでもあるので、暮らし安全防災局としても対応をしっかりとお願いしたいと思うところでございますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

その中で、岸部委員の話も聞いていて、私、今言っていた資源配分計画のよくなきものを全然聞いていなかったので、私も勉強不足で恐縮ですが、今からい

いろいろ質問することについてはどうぞ違っていたら遠慮なく指摘していただいて、議論を進めてまいりたいと思います。

我が会派の佐々木議員が代表質問等々でもされた、今回、改定されるであろうという神奈川県の災害広域受援計画をちょっと見させていただきました。この受援計画を見ていく中で、一つ私が最初に皆さんにお聞きしたいのは、この資源配分計画と、第6章の物資調達とは、どのような関係になるのか。

災害対策課長

広域受援計画が対象としている応援は幾つか種類がございまして、自衛隊、警察、消防等の受援については、法体系がそれぞれ別個にあるというところで、今、議論している災害救助法の仕組みとはまた別の仕組みでございます。ただ、今、委員御指摘の物資については、災害救助法の対象になってくるという部分がございます。この広域受援計画で定める物資の調達体制の部分について、現在、くらし安全防災局がまとめたもの、政令市も含めた連絡調整体制、その体制が、実はこういう物資の受援の一翼を担う、そういう形になっていくと考えてございます。

鈴木委員

言っていることが分からないのだが、私が聞いているのは、ここにある資源配分計画とはというものを、私は初めて見たから、勉強していないので恐縮だけど、これと、6章の物資調達と何が違うのだと聞いている。何が違ってわざわざこういうものをつくったのですか。

災害対策課長

資源配分計画につきましては、今回の災害救助法の議論の中で、救助の実施主体が、政令市もなり得るという中で、救助主体が複数になり得る中で、きっと県と政令市が調整をして、公平に資源を配分できるような、そういう仕組みをつくり出す、そのためには資源配分計画をという形で、連携体制あるいは手順を定めなさいという形で、国から通知を頂いております。

それに基づいて、災害救助法の今回の改正を踏まえた資源配分計画ということで、取りまとめをさせていただいたものでございます。

鈴木委員

そういうなら、物資調達で平成26年にこれを書いているわけじゃない。ということは、ここに書かれていることというのは、ここにきっと書かれてなくてはいけないのではない。資源配分計画はアップデートしたばかりですよね。でも、少なくとも、私が今見た限りでは、あまり反映されていないように見えるのだけれども、こちらに書いてあることと、やたらこの広域受援計画と書かれているこの第6章の詳細と、ここで書かれていることがマッチしないことが、この中に結構あるではないか。それはどういう意味でなっているのか。

防災部長

この平成26年に策定しました受援計画につきましては、災害救助法の改定前に作成したものでございまして、今回、救助実施市ができました仕組みとはそごがございます。そこで、災害救助法に限らず、といった部分については、適宜見直しをしていかなければならないと書いてございます。ほかにも、先ほど御答弁申し上げた東海地震や様々な法改正がございます。こうしたことを踏ま

えまして、この受援計画については、そういったそごを含めまして、修正を含めて見直しをしていきたいと考えてございます。

鈴木委員

私が言ったのはそういう意味ではないのだよ。要するに、これは平成 26 年にできたのでしょうか。これは最近できたものなのに、少なくともこれだけ詳細が書いてあるものであったのならば、幾ら改正するといったって、アップデートした一番近いものにこれが反映されて、改編されているべきなのではと、私が言っているのはそういう意味なのです。

災害対策課長

広域受援計画、物資調達体制につきましても、災害対策本部の被災者救援を担う中で、物資調達チームを設置してつくる体制を受援計画で定めてございます。その部分に、今回新たに救助法の改正を踏まえて、政令市、民間も含めた体制というものを新たに位置づけました。そこは今後マッチしてくる部分ですが、今後の受援計画の中に、今回の資源配分計画に定めた体制を位置づけていくことになると想してございます。

鈴木委員

分かりました。平成 26 年でこれからやるのだからということで言われてしまえばそれまでですけれども、私は、こここのところ、これまで出ていた資源配分計画の中で少なくとも反映していなかつたらおかしいと思います。

それで、大きなところからまずいきましょう。私、2 点をすごく心配している。

第1点は、この総論の中にある災害とは何を指すのか。よく皆さん方が使う大災害とか、災害とは、何を指したものなのか。広域受援計画の災害とは何を指したものなのですか。突然、下には、基本的な考え方の中には原子力も含めて全部書いてあるのだ。ところが少なくとも原子力の中にこれが入っていたら、もっととんでもないこと、いっぱい書かなければならぬのではない。DMAT どころじゃないですよ。いろいろな、要するに先進的なものから全部、瞬時に対応しなければならない。先ほど、先行会派がおっしゃったが、そうすると、毎回、皆さん方は災害や大災害というのをいろんなところに使っているけれども、この定義をどのようにするのか、きっちりとしたほうがいいと思います。そうしないと、ここに書かれていたもの、一つ一つが風水害から火山からあつたらば、これでは済まないよね。火山がなつたら、もっとすごくなりませんか。どうです。

災害対策課長

御指摘の趣旨は、来年度予定してございます次の計画の際にもう少し視野に入れて取り組みたいと思います。

基本は、災害対策基本法で想定する災害というのは施行令で決まってございます。自然災害を中心、原子力に関しては、放射線事故といったものが対象になってございます。

先ほどの本格的な原子力災害になると、これは災害対策基本法を基本に、それに原災法という原子力のための法律が上乗せされている体制があり、そのための計画はまた別途に考えなければならないというのが必要です。

そういうものを視野に入れながら、災害対策基本法を基本にしながら、そういったところにも視野を向けて考えていくというように考えてございます。

鈴木委員

是非とも次の改定のときには、少なくとも、この中の基本的な考え方の中にあるフィールドは、きちんと押された形で、分野別で書くなど、組み立てを考えてみてやってください。そうしないと、先ほど、資源配分計画といったって、状況によっては、例えば絶対危ないというのがあると思いませんか。大雨など、そのようなのがあったら物資どころではないよね。そういうような流れから、一つはその区分けをつくっていただきたいというのが私の要望の1点です。

2点目は、これを読んでいて私が心配したのは、何に基づいて、何の災害に基づいて書かれたのだろうと。この資源配分計画によると、いきなり首都直下型地震が出てくるのだ。首都直下型地震だったら分かるけれども、先ほどの南海トラフといい、茨城沖といい、これ全部対応が違いますよね。今、私が申し上げましたとおり、万が一南海トラフなどがあったら、それこそ資源配分計画、全部津波でやられた沿岸の地域なんていふるのは、とてもじゃないが、私はオーダーが全然違うと思いますよ。また、首都直下型地震であれば内陸型の地震だから、これは津波よりも家屋倒壊といった問題になるわけだよね。そうするとこの書き方そのもの自体が、こんな大ざっぱでいいのかなと。これ自体、もうちょっと詳細を、資源計画と併せて書いていただきて、少なくとも内陸型、そしてまた海溝型の地震というようなものについては、どういうような形で区別をしていくのかというようなものをきちんと書かれたらいかがですか。

災害対策課長

今のこの広域受援計画につきましては、県外からの応援が来るようなものを網羅的にというか、標準的な形で取りまとめてございます。確かに御指摘のように、例えば津波の場合に、沿岸地域はかなりダメージを受ける、それで内陸部がどうそれを後方支援するのかなど、様々な視点があろうかと思います。

計画がどこまで、ともかくある程度の標準的な対処を書いていくというのが基本なのだと思うのですが、そういういろいろなケースも支援に入れた記載を工夫したい、考えていきたいと思います。

鈴木委員

御苦労をおかけしますが、そういうような形でもって言わせていただく。

その中で、私はこの中の資源計画を見てみると、いきなり横浜で都心南部の直下型地震や三浦などと書いてあるのだけれども、具体的に、会議で出てくるのはみんなマグニチュードを使う。私はこのマグニチュードと震度というものを、どうやって県民の方に分かりやすく伝えるかということが大事なことだと思うのです。例えば、マグニチュード7点幾つってすごいなと思うかもしれないけれども、日に何回もひょっとしたら全世界で起こっているようなもののだけれども、震度は少ない。皆さん方の書き方ひとつによって、マグニチュード8だとすごいなというけれども、震度とマグニチュードの使い分けを、そろそろしっかり堅固していかないと、それも震度5弱、5強というのは、当然何かを基本にしてこれを出されたのだと思うけれども、基本的に大正型の関東地震などを入れて、震度7なんて来たら、救援物資というようなこと、本当に成

り立つかなと私は思っていて、また、震度5強や6強になっていても大変危険な状況で、本当に物資を動かす、先ほどから資源配分計画のところで事業者がとおっしゃっていたけれども、事業者どころではない。人がそこに来られるのかという状況もあると。そうなってくると、マグニチュードなのか震度なのかという問題というのは、県としてある程度明確にしなくてはいけないではないのか。いかがでしょうか。

災害対策課長

御指摘のように、分かりにくく、マグニチュードですと地震のパワー、強さ。震度は実際の揺れの大きさということで、マグニチュードが小さいから揺れが小さいかというとそうではないかと。直下型で浅いところで起きると揺れが強くなる、いろんなケースがございます。

そういうことも踏まえて、本県の地震被害想定はいろんなパターンを想定してやっているところでございますので、確かにこれをしっかりと分かりやすく伝えるといことは、常に念頭に置きながらやっていきたいと思っております。

鈴木委員

こここのところを混同されている方がいっぱいいらっしゃるし、皆さん方が平気でどんどんあれこれ出すけれども、本当に各地域における断層によっても全然違いますよね。それがあからさまに感じたのが、私が益城町に行ったときなのです。なんでもないお宅もあれば、半壊どころではない、完璧に家屋倒壊が起こっている、同じエリアでありながら、真ん中を挟んで右と左がまるで違うなどという、こういう状況下から見ると、本当に県として出すこの目安というものの出し方が、マグニチュードを、また震度ということについて、なかなか私は難しいだろうと思いますが、そのところについては、対応方、お願いでなければと思います。

その中で、もう一点だけお聞きしたかったのが、26ページでございますけれども、計画の中で、今お話しがあったDMA Tの受入状況について、当然、活動要綱でございますから、国で定めているのかどうか分かりませんけれども、ここでは完璧に震度6弱など、ここに書かれていますよね。そうなってくると、ここに書かれていたことは、本来ならば、全部のところに当てはまらなくてはいけないのではないかと。そうすると、ここだけ特化した形で、DMA Tの受入状況、派遣要請状況みたいなものを書くのはいかがなものかなというような思いがいたしました。そういう意味では、もう一度ちょっとここについては見ていただきたいというのと同時に、先ほどの物資調達のところでよろしいですか、この31ページのところを見ていただくと、調達調整チームというのを編成されると書いていますよね。これはどういうようなものなのですか。一応、担当部局等によると書いてあるけれども、どのようなイメージですか。

災害対策課長

物資の調達の手法は幾つかございます。国に対して調達をかけるということがありますし、他の自治体に向けてということをございます。また、大きなところで協定事業者等に調達をかけることがあります。

具体的な協定の締結というのは、これまでの経過の中で、私どもでいうと、産業労働局や、物によっては環境農政局や、政策局がそれぞれの立場で協定を

結んできたという経過がございます。それぞれ担当がございます。この災害対策本部の統制部として、これを一元的にやるために、そういった担当部局を協定の担当者に統制部に来ていただいて、物資の調達チームに入っていただいて、一緒に調整するという体制を考えているところでございます。現在もそれでやっているということでございます。

今後、これに資源配分計画の連絡調整体制というのが入ってきますので、これを融合させる形で来年度からはしっかりやっていきたいと思ってございます。
鈴木委員

最後にもう一点、この32ページにある受援物資の受入れの中に統制部と書いてあるけれども、この説明はどこにも書いていないです。これは何ですか。

災害対策課長

災害対策本部が設置される組織の中で、いろんな医療系ですと医療救護本部や、土木関係ですと県土整備部という形で、それぞれ部制を敷いて、災害対応に特化した形をとります。私どもくらし安全防災局は、統制部として、全体の指令塔機能、事務局機能を果たします。自衛隊や警察、消防といった応援部隊の調整や根幹的なもの、あと物資の調整も統制部でという形でございます。これも、もう少し分かりやすい記載をしていきたいと思っております。

鈴木委員

細かいところで、うるさく言ってすみません。というのは、私、ちょっとこれを拝見していて思ったことは、とても体系的に読みづらい。全部読まないと何を言っているのかちょっと分からぬなというような気がするのです。一つ系統図はしっかりとつくると。その中で、統制部なら統制部というところにおいてどうなるのかというものをつくっていただくのが一つと、いろいろな受入れが自衛隊などと具体的に流れがあった中に、繰り返すようですが、各被害状況や地震の規模、地震の起こったエリア等によって違うのではないかと。そういうところの区分けのようなもの、系統図のようなものをつくっていただかないとい、これ、読んでいて、行間というか、ものすごく曖昧に思えてならないのですよ。本当にこれでできるのですかと。そこに今度、これが入ってくるのですとなってくると、資源配分もひっくるめた形で、きっちりとしたことをやっておかないと、つくりました、だけれど、これで本当に市町村等々が本当に納得してやるのかなというような気がして。私が何でこんなにしつこく言うのかというと、現場で、例えば物資となってくると、それこそ専門家にこのような言い方は生意気ですけれども、体育館に物資が行くだけだって、具体的に物資そのもの自体、入口を別にして、2階等に入れるなどというようなことを私も習いました。そうしないとみんな空腹であり、また、例えば水がない状況であったならば、大変に危険な状況になるという中の物資でございますから、保管場所等々についてでも、よほど気をつけないと、県が考えるような状況ではないと思いますよ。それでも、しつこいようですが、言っているのは現場に下りれば下りるほど、県という広域のものを預かる方々から見ると、もっと現場で、万が一、避難所等々に入り切れない方や、それこそ車泊の方々などもいっぱい出てくるでしょう。そうなっていったときに、支援計画もひっくるめた形で、市町村がつくる上においては、物資というものは半端ないものになっていくわけ

でございますから、それをくれぐれも対応方よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

広域受援計画については、一応、私はそういう流れの中でお話をさせていただきました。来年度、広域受援計画の修正に取り組むとお聞きしていますけれども、具体的に現時点の考え方を再度聞かせてください。

災害対策課長

災害対応において、特に規模が大きくなればなるほど、県外からの応援が大きなウエイトを占めてまいります。受援体制というのはその根幹をなす部分と思ってございます。

前回、平成26年に計画をつくりまして、それ以降の状況もかなり激変している部分がございます。物の流れひとつをとっても、プッシュ型というものが、いずれも物の受援については少し長い時間軸で考えていたのですけれども、本当に3日目には大量の物が送られてきてしまうという、こういったものの受援体制というのは、喫緊の課題だと思っております。

また、職員の応援を受けるということについては、総務省を中心になって仕組みをつくってきて、これが根付いております。これに対応するような支援制度もしっかりとといかななければいけないと思います。

また、そういうものをしっかりとやるために、長年の課題だった現地災害対策本部の機能の見直しもやっているところです。これも、受援計画の修正を視野に入れながらやっている部分でございますので、こういったものもしっかりと計画に位置づけていきたいと思ってございます。

また、さらに今日御指摘いただいた災害救助法の新しい体制といったものをしっかりと組み込んで、いろいろ応援の内容によって、それぞれ法体系も違って、独自性がある部分もあるのですけれども、そういうものもなるべく見やすい形で、体系的に整理をして、修正をしていきたいと、心掛けていきたいというように思ってございます。

鈴木委員

災害対策課長をはじめ防災関係の方々には大変にうるさく私も言ってまいりました。今後とも皆様方のいろんな角度で、大変な御苦労をおかけしますが、お願いしたいと思います。

次に、かながわ消防と自殺者数について最後に聞かせていただきたいと思います。

かながわ消防については、おかげさまで、私も4年の任期の中で、何とか皆様方の御協力もいただき、大分良いものができたと思って、感謝申し上げたいというように思っております。

特にもう一度、県内消防、今後のかながわ消防の取組について教えていただきたいと思います。

消防課長

かながわ消防につきましては、平成28年に計画を策定してつくってございます。何よりも、この計画をつくって、実際どう動くのか、どう機能するのかが一番大事な部分でございます。それにつきましては、訓練ということで、平成29年2月に全消防本部を集めた訓練を実施しております。また、平成30年1月

にも、全消防本部を集めた訓練を実施しております。

各消防本部はそれぞれ戦術が異なります。こういう合同の訓練を通じて、一つの連携、救助の仕方、ホースの伸ばし方を含めて実施しています。特に、大規模災害のためのかながわ消防でございます。連携の中で、消火であれば、当然地震であれば消火栓が使えないという中で、自然水利ということで、プールであったり川であったり、そこからどうやって水を持ってくるのか、ホースをつなげて消防車を何台もつなげて連携しながら訓練するということで、その訓練を続けてまいりました。

ディザスターシティである消防学校の新しい訓練施設は、自然災害に特化した施設でございます。全国でも最大規模、類を見ない施設で、正に自然災害にこれからもかながわ消防の部隊が、こちらの訓練施設を使ってそれぞれ連携しながら訓練を進めて、神奈川にいざ大規模災害が発生したときに、県と県内消防本部が一体となって災害に対応するということで、取り組んでまいりたいと思います。

鈴木委員

消防課長の決意のようなものを聞かせていただきましたけれども、その中で、私が今、かながわ消防、訓練施設としてかながわ版ディザスターシティをつくりていただきました。その中で、今日、県のたよりを私は見ていて、神奈川で厚木の消防団員の方が映って、すばらしいものを今日つくっていらっしゃるようですが、これもっと、次ページにより詳細が載っているのかと思ったら、表面にこれが載っているだけなのですけれども、皆さん方としたら紙面がないからこれだけにしたのですか。それとも消防が格好いいぞという形で使ったのですか。

消防課長

県のたよりは、編集につきましては、知事室でそれぞれ写真や原稿を送って、知事室で編集して出すというものでございます。当初、私どもは訓練施設を全部載せて、本来、その写真はコメント欄ではないですが、ちょっと小さく載せる予定だったのですが、結果的に知事室で編集されて、県のたよりとしてそのような形になったものでございます。

鈴木委員

知事室が全部行ったということで、私も納得をいたしました。消防課長にもうちょっと突っ込んで聞かせていただこうかと思いましたけれども、今後、ディザスターシティについての広報はどのようにふうに考えていらっしゃるのでですか。

消防課長

かながわ消防につきましては、知事自ら先頭に立って訓練や会議、講演会等で発言されております。また、私どもくらし安全防災局の幹部もそれぞれの会議や式典等で、かながわ消防または訓練施設、ディザスターシティについて、それぞれ周知に努めているところでございます。

今回の県のたよりもそうなのですが、今後、県民の方々に理解をいただくように、県のホームページ等に私ども消防課であったり、特にかながわ消防の訓練の場であったり、またはディザスターシティの写真などをこれから掲載させ

ていただけるように検討しているところでございます。

鈴木委員

全国最大規模という中で、特に消防庁を持っているのは東京都だけですよね。そこにディザスターシティってすごいよと言うとしたら何て言いますか。

消防課長

実際に今回、関東ブロックの緊急消防援助隊に参加されて、東京都代表として、東京消防庁が来ておられました。東京消防庁の方もすばらしい訓練施設だという評価を頂いているところでございます。

こちらについては、引き続き、国を含めて、こういう施設ができたということを話していきたいと思っております。

鈴木委員

消防課長に要望なのですが、現場で多くの方がどのような施設を見てみたいという御要望がすごく多くて、学生さんなどの勉強の教材にもなるので、見学の方向性を考えていただきたいという御要望がありました。機会としてまだまだ厳しいかと思いますが、もう一度そこのところ、何かの機会がありましたら考えていただくのと同時に、この質問の中での肝になると思いますが、先ほどの御答弁の中でも、100回ほどある県内消防の全ての訓練というのは、大体何年間ぐらいかけてやられる予定ですか。

消防課長

こちらの訓練施設を使った訓練でございます。先ほど、消防学校の訓練で100回程度、今、検討している段階ということでお話をさせていただいて、消防学校でそれぞれの消防職員教育、団員教育がございます。その中で、まずは使わせていただいて、平成31年度、平成32年度につきましては、まずは消防学校と共同ということでやらせていただくと考えているところでございます。

鈴木委員

では、現場の消防署員や消防団の方々がそこで訓練させていただくにはもうちょっと時間かかりますね。

消防課長

まず教育が優先するのですが、教育がない日程があります。そこには積極的に市町村の消防本部、消防団の方、また自主防災組織の方に利用していただきます。訓練施設、ユニットを動かすにしてもフォークリフトが必要です。そして固定するにも時間がかかりますので、まずは消防学校と共同でやっていただくと考えているところでございます。

鈴木委員

本当に1年いろいろお世話になって、いろいろ質問させていただきました。特に先ほどから防災関係の皆様方には、前局長の時代から今度の局長に至るまで、また、幹部の皆様方の御協力をいただいて、ディザスターシティ、またかながわ消防をつくることができて、感謝を申し上げる次第でございます。

本当に私うるさくあれこれ言ってまいりましたけれども、本格的な災害というものを想定して県も動かなくてはいけないと、そういう意味では最初のとき申し上げた江の島等においても、本当に400万人ぐらいの方がいて、こういう計画で本当にいいのですかというようなことを言わせていただき、また、今

種々の計画について、このようにすべきだということを提言させていただきました。

本当に大きな仕事をしていただきました。感謝申し上げます。どうか皆様方においては、今後とも、大きな災害が間違いなく起こると言っているわけでございますから、それに向けてなお一層、それこそ 24 時間体制で、県民のために、皆様方がいてくださっていることは私もよく存じております。本当に最後に感謝を申し上げまして、私の拙い質問だったのですが、くれぐれも生かしていただければ幸いかというように思います。